

港湾労働法に基づく新港湾雇用安定等計画の策定等に向けた検討項目・事項(案)

1. 検討方針

平成12年10月1日に施行された改正港湾労働法の施行状況等を踏まえ、平成21年4月1日から適用する新港湾雇用安定等計画について検討するとともに、必要に応じ、現行制度の在り方についても検討する。

2. 検討項目・事項

(1) 港湾労働法の適用港湾・適用業種について

【現 状】

- 港湾労働法の適用港湾は、同法第2条第1号及び港湾労働法施行令第1条において規定されており、「東京港」、「横浜港」、「名古屋港」、「大阪港」、「神戸港」及び「関門港」（いわゆる6大港）とされている。
- 港湾労働法の適用業種は、同法第2条第2号及び港湾労働法施行令第2条において規定されており、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までの行為（「船内荷役」、「はしけ運送」、「沿岸荷役」及び「いかだ運送」）及びこれらの行為に準ずる行為であって政令で定めるもの（「船舶貨物整備」及び「倉庫荷役」）とされている。

【検討事項】

- 現行制度の在り方を見直す必要はあるか。
- その他

(2) 港湾労働者派遣制度の適正な運営について

【現 状】

- 港湾労働法適用事業所に占める港湾労働者派遣制度の許可取得事業所の割合は、28.93%となっている（職業安定局建設・港湾対策室調べ（平成19年12月末現在））
- 6大港における就労状況割合では、日雇労働者が全体の2.2%を占めているのに対し、港湾派遣労働者は0.5%となっている（職業安定局建設・港湾対策室調べ（平成19年度））。

【検討事項】

- 現行制度をより円滑に運営していく方策はあるか。
 - ・ 港湾労働者派遣制度の許可取得の妨げとなっているものはあるか。
 - ・ 港湾労働者派遣制度の有効活用の妨げとなっているものはあるか。
- 現行制度の在り方を見直す必要はあるか。
 - ・ 港湾労働法の適用港湾以外の港湾への港湾労働者派遣制度に準じた制度の導入は必要ないか。

- その他

(3) 港湾労働者の雇用（労働条件等）改善について

【現 状】

- 港湾労働者の実労働時間は、年間換算で2,460時間（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））（※）となっているのに対し、全産業の年間総労働時間は2,160時間（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっている。
（※）「2,460時間」には、いわゆる待機時間（拘束時間）も含まれる。
- 港湾労働者の月間所定労働時間は159.0時間（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっているのに対し、全産業の月間所定労働時間は166.0時間（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっている。
- 港湾労働者の月間所定外労働時間は46時間（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっているのに対し、全産業の月間所定外労働時間は14時間（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっている。
- 6大港の港湾運送事業所のうち、何らかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は、79.1%（港湾運送事業雇用実態調査（平成20年6月30日現在））となっているのに対し、全産業における何らかの週休二日制の導入割合は、88.8%（就労条件総合調査（平成19年1月1日現在））となっている。
- 港湾労働者の1月当たり賃金（きまって支給する現金給与）は395,200円（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっているのに対し、全産業の1月当たり賃金は330,600円（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっている。
- 港湾労働者の1月当たり賃金のうち、所定内賃金は285,400円（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））、所定外賃金は109,800円（賃金構造基本統計調査（平成19年6月））となっている。
- 6大港における就労状況割合では、港湾派遣労働者が全体の0.5%を占めているのに対し、日雇労働者は全体の2.2%となっている（職業安定局建設・港湾対策室調べ（平成19年度））。

【検討事項】

- 現行制度をより円滑に運営していく方策はあるか。
- 現行制度の在り方を見直す必要はあるか。
 - ・ 港湾労働者全てに対して（最低限の）安全教育を行うシステムの導入は必要ないか。
 - ・ 日雇港湾労働者の違法派遣の防止及び職域の適正確保を目的とする新たな就労システムの導入は必要ないか。
- 今後の港湾労働者の雇用改善の推進に際して、留意すべき点はあるか。
- その他

(4) 港湾労働者の職業能力開発について

【現 状】

- 港湾職業能力開発短期大学校をはじめとする公共職業能力開発施設や港湾技能研修センターにおいて、港湾運送業務に係る職業訓練の実施や講師の派遣、施設の提供等が行われているほか、六大港の港湾運送事業所のうち66.9%の事業所において、社内又は委託による教育訓練が実施されている（港湾運送事業雇用実態調査（港湾運送事業雇用実態調査（平成20年6月30日現在）））。
- 港湾技能研修センターにおいては、以下の研修科目を港湾労働者に向けて実施している。
 - ・港湾荷役科：ストラドルキャリアー操作、大型フォークリフト操作、船内荷役作業主任者技能講習、ガス・アーク溶接技能講習等
 - ・クレーン運転科：ガントリークレーン運転、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習等
 - ・情報科：パソコン操作等
- 港湾技能研修センターにおいては、ガントリークレーン、ストラドルキャリアー等の各訓練を終了した者に対して、修了証書を交付している。
- 北九州市においては、北九州市港湾施設管理条例によってガントリークレーン運転士資格が定められており、当該資格を取得するためには、40時間以上の実習を受けることが要件とされている。
- 六大港における革新荷役機械等の労働者数は、フォーク運転者814人、ガントリークレーン運転者455人、ショベル・ストラドル運転者364人となっている（港湾運送事業雇用実態調査（平成20年6月30日現在））。

【検討事項】

- 現行制度をより円滑に運営していく方策はあるか。
- 現行制度の在り方を見直す必要はあるか。
 - ・ガントリークレーン等の革新荷役機械のオペレーターについて、一定の研修修了を条件として、各港湾いずれにおいても有用な能力の保有を証する制度（資格制度等）の導入は必要ないか。
- 今後の港湾労働者の職業能力開発の推進に際して、留意すべき点はあるか。
- その他

(5) 港湾雇用安定等計画の期間について

【現 状】

- 現行の港湾雇用安定等計画において、平成16年度から平成20年度までの5年間とされている。

【検討事項】

- 港湾労働者を取り巻く情勢の変化を踏まえ、5年間という計画期間を見直す必要はあるか。

○ 計画の実効性を担保するため、計画中に数値目標を設定の上、毎年、港湾労働専門委員会を開催し、当該委員会の場において工程管理を行う必要はあるか。

○ その他

(6) その他

(以上)